

# 農林水産委員会

## 委員一覧 (21名)

委員長	岩永	浩美 (自民)	太田	豊秋 (自民)	信田	邦雄 (民主)
理事	加治屋	義人 (自民)	小齊平	敏文 (自民)	羽田	雄一郎 (民主)
理事	段本	幸男 (自民)	服部	三男雄 (自民)	千葉	国男 (公明)
理事	常田	享詳 (自民)	松山	政司 (自民)	福本	潤一 (公明)
理事	和田	ひろ子 (民主)	三浦	一水 (自民)	小林	美恵子 (共産)
理事	紙	智子 (共産)	小川	勝也 (民主)	岩本	荘太 (無会)
	市川	一朗 (自民)	郡司	彰 (民主)	中村	敦夫 (みどり)
						(16. 1. 28 現在)

農林水産

### (1) 審議概観

第159回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出10件（うち本院先議3件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願4種類65件は、いずれも保留とした。

#### 〔法律案の審査〕

**流通対策** 卸売市場法の一部を改正する法律案は、卸売市場経由率の低下や市場関係者の経営悪化、国内農水産物の生産・流通を通じた構造改革の必要性等に適切に対応するため、卸売市場における取引規制の緩和及び適正な品質管理の推進、卸売市場の再編の円滑化等の措置を講じようとするものである。

委員会では、卸売市場における品質管理の高度化への対応、取引規制の緩和に伴う卸売市場の活性化と公正な取引の確保等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**農業経営支援** 農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案は、農業委員会を置かないことができる市町村に係る農地面積の算定方法を見直すほか、選挙による委員の下限定数を市町村の条例に委任すること等の措置を講じようとするものである。

また、農業改良助長法の一部を改正する法律案は、専門技術員及び改良普及員を普及指導員に一元化するとともに、地域農業改良普及センターについての必置規制を廃止し、新たに普及指導センターを設けることができるようにすること等の措置を講じようとするものである。

また、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、就農支援資金の貸付対象を拡大するとともに、都道府県青年農業者等育成センターの業務を拡充すること等の措置を講じようとするものである。

委員会では、参考人の意見を聴取するとともに、農業委員会及び普及職員の必置規制を

堅持することの必要性、農業委員会交付金及び協同農業普及事業交付金の在り方、新規就農者に対する関係機関一体となった支援の在り方等について質疑が行われた。

農業委員会法改正案の討論の後、同法律案及び農業改良助長法改正案は、多数をもって可決された。なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付された。また、青年等就農促進法改正案は、全会一致をもって可決された。

**農協改革** 農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案は、農協系統組織の改革に向けた自主的な取組を支援するため、全国中央会の指導・監査機能の強化をはじめ、販売事業についての員外利用規制の特例、共済事業の健全性の確保及び契約条件の変更、農業信用基金協会の事業の健全性の確保及び合併・事業譲渡等に関する措置を講じようとするものである。

委員会では、農業者の自主的組織である農協の改革と本改正による支援の効果、全国中央会による基本方針の策定が単位農協の独自性等に及ぼす影響、共済事業について保険業法と同様の措置を講じる必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

**鳥インフルエンザ問題** 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案は、平成16年1月以降の我が国における高病原性鳥インフルエンザの発生において、農家の届出がなされず、生きた鶏の出荷先で感染が拡大する事例が生じたほか、移動制限の対象となった畜産農家の経営に大きな影響が生じたことを踏まえ、今後、よりの確なまん延防止が図られるようにするため、届出義務違反に関する制裁措置を強化するとともに、移動制限により影響を受けた畜産農家に対する助成措置を制度化すること等の措置を講じようとするものである。

委員会では、移動制限に協力した畜産農家に対する経営支援の在り方、高病原性鳥インフルエンザの感染経路の究明状況、家畜伝染病のまん延防止における関係機関の連携の在り方等について質疑が行われた。

質疑終局の後、日本共産党より、家畜の所有者に対する届出・通報義務を明確化すること等の修正案が提出され、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決された。

**森林法改正** 森林法の一部を改正する法律案は、森林の多面的機能の持続的な発揮と地球温暖化防止のための森林吸収源対策の推進の観点から、健全な森林の整備等を図るため、平成16年3月31日で失効する保安林整備臨時措置法の特定保安林制度を森林法に移行するとともに、同制度及び要間伐森林制度の改善、特定非営利活動法人等が行う森林施業の実施に関する協定制度の創設等の措置を講じようとするものである。

委員会では、保安林整備臨時措置法が果たしてきた役割、森林整備の推進と財源の確保、森林ボランティア活動への支援、林業普及指導事業の在り方、林業・山村の活性化と国産材の需要拡大策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

**競馬法改正** 競馬法の一部を改正する法律案は、地方競馬の売上額の減少が、主催者の経営に深刻な影響を及ぼしていることから、競馬事業の効率化その他の収支改善を図るための措置を講じようとするものである。

委員会では、競馬実施事務を民間へ委託することの是非、法改正による地方競馬の収支改善への効果、失業する関係者への支援の在り方、我が国の軽種馬生産の位置づけと振興に向けた対策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

このほか、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案及び植物防疫法の一部を改正する法律案が可決された。

### 〔国政調査等〕

米国における牛海綿状脳症患者の発生及び国内における高病原性鳥インフルエンザの発生を受けて、1月28日、亀井農林水産大臣から説明を聴取した後、米国のBSE対策の現状、米国産牛肉の輸入停止に伴う便乗値上げの防止策、高病原性鳥インフルエンザの感染源・感染経路の究明状況、養鶏農家への救済策、鶏へのワクチン投与の在り方等について質疑を行った。

3月11日、平成16年度の農林水産行政の基本施策について亀井農林水産大臣から所信を聴取した。

また、同日、第158回国会閉会後の1月14日、15日の両日、熊本県及び佐賀県において実施した農林水産に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

3月16日、平成16年度の農林水産行政の基本施策に関し、食料・農業・農村基本計画見直しに当たっての視点、新たな米政策、カンクン閣僚会議以降のWTO農業交渉戦略、トレーサビリティシステム推進の意義と政府の今後の取組等について質疑を行った。

3月18日、酪農・畜産対策の安定的な実施に向けた財源確保策、脱脂粉乳の過剰在庫解消に向けた取組と今後の見通し、畜産のための飼料自給率向上が食料自給率に与える影響、家畜排せつ物処理施設整備の目標達成見通しと支援の拡充等について質疑を行うとともに、生産者が意欲を持って取り組める畜産・酪農基本政策の確立のため、政府に対し、畜産物価格等に関する決議を行った。

3月24日、予算委員会から委嘱された平成16年度農林水産省予算等の審査を行い、食料・農業・農村基本計画見直しの具体的方向とそのための財源確保策、NPO等森林ボランティアと連携した森林整備の取組、国による水産資源回復計画の策定内容とその実施状況、有明海・八代海特別措置法施行後における政府・関係県等の取組状況等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成16年1月28日(水)(第1回)

- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 牛海綿状脳症問題に関する件及び高病原性鳥インフルエンザ問題に関する件について亀井農林水産大臣から報告を聴いた後、同大臣、福本農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小斉平敏文君(自民)、信田邦雄君(民主)、千葉国男君(公明)、紙智子君(共産)、岩本荘太君(無会)、中村敦夫君(みどり)

### ○平成16年3月11日(木)(第2回)

- 平成16年度の農林水産行政の基本施策に関する件について亀井農林水産大臣から所信を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

### ○平成16年3月16日(火)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成16年度の農林水産行政の基本施策に関する件について亀井農林水産大臣、加藤環境副大臣、福本農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小斉平敏文君(自民)、段本幸男君(自民)、郡司彰君(民主)、千葉国男君(公明)、紙智子君(共産)、岩本荘太君(無会)、中村敦夫君(みどり)

### ○平成16年3月18日(木)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 畜産物等の価格安定等に関する件について亀井農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕常田享詳君(自民)、信田邦雄君(民主)、千葉国男君(公明)、紙智子君(共産)、岩本荘太君(無会)

- 畜産物価格等に関する決議を行った。

### ○平成16年3月23日(火)(第5回)

- 植物防疫法の一部を改正する法律案(閣法第25号)(衆議院送付)について亀井農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

### ○平成16年3月24日(水)(第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十六年度一般会計予算(衆議院送付)
- 平成十六年度特別会計予算(衆議院送付)
- 平成十六年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(農林水産省所管及び農林漁業金融公庫)について亀井農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣、福本農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 段本幸男君（自民）、小川勝也君（民主）、和田ひろ子君（民主）、千葉国男君（公明）、紙智子君（共産）、岩本荘太君（無会）、中村敦夫君（みどり）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成16年3月25日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 植物防疫法の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）について亀井農林水産大臣、市川農林水産副大臣、福本農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕 三浦一水君（自民）、羽田雄一郎君（民主）、千葉国男君（公明）、紙智子君（共産）

- 森林法の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）について亀井農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年3月30日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 森林法の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）について亀井農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 加治屋義人君（自民）、和田ひろ子君（民主）、千葉国男君（公明）、紙智子君（共産）、岩本荘太君（無会）、中村敦夫君（みどり）

（閣法第36号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、無会、みどり  
反対会派 なし

- 植物防疫法の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第25号）賛成会派 自民、公明  
反対会派 民主、共産、無会、みどり

○平成16年4月1日（木）（第9回）

- 卸売市場法の一部を改正する法律案（閣法第56号）  
特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第57号）  
以上両案について亀井農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年4月8日（木）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 卸売市場法の一部を改正する法律案（閣法第56号）  
特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第57号）  
以上両案について亀井農林水産大臣、福本農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、卸売市場法の一部を改正する法律案（閣法第56号）について討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕 三浦一水君（自民）、小川勝也君（民主）、和田ひろ子君（民主）、千

葉国男君（公明）、紙智子君（共産）、岩本荘太君（無会）  
（閣法第56号）賛成会派 自民、民主、公明、無会、みどり  
反対会派 共産  
（閣法第57号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、無会、みどり  
反対会派 なし

なお、卸売市場法の一部を改正する法律案（閣法第56号）について附帯決議を行った。

○平成16年4月13日（火）（第11回）

- 競馬法の一部を改正する法律案（閣法第92号）について亀井農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年4月20日（火）（第12回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 競馬法の一部を改正する法律案（閣法第92号）について亀井農林水産大臣、市川農林水産副大臣、福本農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕松山政司君（自民）、小川勝也君（民主）、郡司彰君（民主）、千葉国男君（公明）、紙智子君（共産）、岩本荘太君（無会）

（閣法第92号）賛成会派 自民、民主、公明、無会、みどり  
反対会派 共産

○平成16年4月27日（火）（第13回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）  
農業改良助長法の一部を改正する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）  
青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）

以上3案について亀井農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

また、3案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成16年5月11日（火）（第14回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）  
農業改良助長法の一部を改正する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）  
青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）

以上3案について亀井農林水産大臣、市川農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 段本幸男君 (自民)、羽田雄一郎君 (民主)、和田ひろ子君 (民主)、  
千葉国男君 (公明)、紙智子君 (共産)、岩本荘太君 (無会)、中村敦  
夫君 (みどり)

○平成16年5月13日 (木) (第15回)

- 農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第49号) (衆議院送付)  
農業改良助長法の一部を改正する法律案 (閣法第50号) (衆議院送付)  
青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律  
案 (閣法第51号) (衆議院送付)

以上3案について参考人東京大学大学院農学生命科学研究科教授八木宏典君、鹿児島  
県喜入町農業委員会会長中签靖子君、全国改良普及職員協議会会長種本博君及び  
全国新規就農相談センター所長中園良行君から意見を聴いた後、各参考人に対し質  
疑を行った。

[質疑者] 段本幸男君 (自民)、羽田雄一郎君 (民主)、千葉国男君 (公明)、紙  
智子君 (共産)、岩本荘太君 (無会)

○平成16年5月18日 (火) (第16回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第49号) (衆議院送付)  
農業改良助長法の一部を改正する法律案 (閣法第50号) (衆議院送付)  
青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律  
案 (閣法第51号) (衆議院送付)

以上3案について亀井農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、農業委員会  
等に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第49号) (衆議院送付) について討  
論の後、いずれも可決した。

[質疑者] 小川勝也君 (民主)、羽田雄一郎君 (民主)、千葉国男君 (公明)、紙  
智子君 (共産)

(閣法第49号) 賛成会派 自民、民主、公明、無会

反対会派 共産

欠席会派 みどり

(閣法第50号) 賛成会派 自民、民主、公明、無会

反対会派 共産

欠席会派 みどり

(閣法第51号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、無会

反対会派 なし

欠席会派 みどり

なお、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第49号) (衆議院  
送付) 及び農業改良助長法の一部を改正する法律案 (閣法第50号) (衆議院送付)  
についてそれぞれ附帯決議を行った。

- 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（閣法第127号）（衆議院送付）について亀井農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年5月25日（火）（第17回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（閣法第127号）（衆議院送付）について亀井農林水産大臣、福本農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕小齊平敏文君（自民）、羽田雄一郎君（民主）、小川勝也君（民主）、千葉国男君（公明）、紙智子君（共産）、岩本荘太君（無会）、中村敦夫君（みどり）

（閣法第127号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、無会、みどり  
反対会派 なし

○平成16年6月1日（火）（第18回）

- 農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）について亀井農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年6月3日（木）（第19回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）について亀井農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕羽田雄一郎君（民主）、小川勝也君（民主）、千葉国男君（公明）、宮本岳志君（共産）、紙智子君（共産）、中村敦夫君（みどり）

○平成16年6月10日（木）（第20回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）について亀井農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕松山政司君（自民）、羽田雄一郎君（民主）、小川勝也君（民主）、千葉国男君（公明）、紙智子君（共産）、岩本荘太君（無会）

（閣法第89号）賛成会派 自民、公明、無会  
反対会派 民主、共産、みどり

○平成16年6月16日（水）（第21回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第895号外64件を審査した。
- 農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

### (3) 議案の要旨・附帯決議

#### ○成立した議案

##### 植物防疫法の一部を改正する法律案（閣法第25号）

###### 【要旨】

本法律案は、国と地方に関する三位一体改革の一環として、平成16年度予算において、植物防疫法に基づき都道府県へ交付されている交付金のうち、都道府県の職員である病害虫防除所等の職員に要する経費を国が用途を定めず都道府県の一般財源とすることとされたことを踏まえ、当該経費を植物防疫法に基づく交付金の対象から除外しようとするものである。

なお、このことに伴う地方財源の手当については、別途、所要の財源措置が講じられることとなる。

##### 森林法の一部を改正する法律案（閣法第36号）

###### 【要旨】

本法律案は、森林の有する多面的機能の持続的な発揮と地球温暖化防止のための森林吸収源対策を推進していく観点から、健全な森林の整備、保安林の適切な管理・保全等を図るための措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、要間伐森林制度の改善

- 1 間伐等の施業が適正に行われていない要間伐森林について、森林所有者等が市町村長の施業勧告に応じない場合に、市町村長は、森林所有者等に対し指定する者と所有権の移転等のほか施業の委託についても協議するよう勧告できることとする。
- 2 1の協議を経て、都道府県知事の調停にも応じず施業が行われない場合に、最終的な措置としてなされる分収育林契約締結の裁定要件を緩和することとする。

#### 二、特定保安林制度の森林法への移行・改善

- 1 平成16年3月31日で失効する保安林整備臨時措置法にある指定目的の機能を発揮していない保安林の機能を回復するための特定保安林制度を森林法に移行することとする。
- 2 特定保安林内の要整備森林について、森林所有者等が都道府県知事の施業勧告に応じない場合に、都道府県知事は、森林所有者等に対し指定する者と所有権の移転等のほか施業の委託についても協議するよう勧告できることとする。
- 3 2の協議を経ても施業が行われない場合に、都道府県知事が森林造成等の保安施設事業を実施する際の手続の簡素化等の措置を講じることとする。

三、国民参加の森林づくりを助長するため、森林ボランティア活動を行う者が森林所有者等と締結する森林施業の実施に関する協定について市町村長が認可する制度を創設することとする。

四、林業専門技術員と林業改良指導員の資格を平成17年4月1日から一元化し、新たに林

業普及指導員を置くこととする。

## 農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第49号）

### 【要旨】

本法律案は、農業委員会の設置に係る市町村の自主性を高めるとともに、その効率的な業務運営を確保するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、農業委員会を置かないことができる市町村に係る農地面積の算定方法について、生産緑地地区以外の市街化区域内の農地面積を算定から除外することとする。
- 二、農業委員会が行う法令業務以外の業務について、農地に関する業務及び農業経営の合理化に関する業務等に重点化を図ることとする。
- 三、選挙による委員の下限定数を廃止し、市町村の条例に委任することとする。
- 四、団体の推薦に係る委員の推薦主体に土地改良区を追加するとともに、団体の組合員も委員として推薦することができることとするほか、議会の推薦に係る委員の定数の上限を5人から4人に引き下げるものとする。
- 五、選挙による委員のうち特定の者を対象にその解任を請求することができるものとする。
- 六、選挙による委員の定数が21人以上である農業委員会においては、農地部会を任意で設置することができるものとするとともに、農地部会以外の部会については、選挙による委員の定数に関わらず設置することができるものとする。

### 【附帯決議】

政府は、農業の持続的発展及び食料の安定確保に向け、優良農地を確保し、意欲ある担い手の育成を推進する農業委員会が、その機能を十分に発揮できるよう、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 農地制度に関する業務の全国的な統一性、公平性、客観性を確保し、力強い農業経営を確立するため、今後とも、独立した行政委員会としての農業委員会の必置規制を堅持すること。
- 二 農業委員会の必置基準面積の見直しに当たっては、農業委員会が優良農地の確保と有効利用に果たす役割、法令業務の実態、市町村合併の進捗状況等に十分配慮し、適正に決定すること。
- 三 農業委員会が農地や担い手をめぐる諸課題に的確に対応し、活力ある地域農業を実現するため、女性をはじめ、青年農業者、意欲ある担い手等多様な人材が農業委員に積極的に登用されるよう取り組むこと。
- 四 市町村合併の進展に伴う農業委員の活動の広域化等に対処し、農業委員の役割が十分に発揮されるよう、その資質の向上と協力体制の整備に向け、必要な支援を行うこと。  
また、市町村、農協、普及センター、土地改良区等との役割分担の明確化と、連携の一層の強化に努めること。
- 五 農地に関する業務と農業経営の合理化に関する業務への重点化が図られる農業委員会

の任意業務については、地域の多様な農政課題に十分対応できるよう、その制度運用に努めること。

六 食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保、担い手の育成等、農業委員会の果たす役割の重要性にかんがみ、農業委員会交付金については、農地に関する業務の厳正かつ適切な執行に支障を来たすことのないよう、その在り方を検討すること。

七 食料・農業・農村基本計画の見直しに伴う担い手・農地制度の検討に当たっては、農業委員会が果たす役割を踏まえ、望ましい農業構造・土地利用の実現、意欲ある担い手の確保を旨として、検討を進めること。

右決議する。

## 農業改良助長法の一部を改正する法律案（閣法第50号）

### 【要旨】

本法律案は、食の安全・安心を確保するための生産体制の確立、経営改善に意欲的な農業の担い手への重点支援などが求められる中で、農業者の高度で多様なニーズに対応できる普及事業の展開を図るとともに、地方分権を推進する観点から、事業運営における都道府県の自主性を拡大する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、調査研究を行う専門技術員と普及指導を行う改良普及員の2種類に分けられている普及関係職員を一元化し、普及指導員とすることとする。
- 二、改良普及員の活動拠点として、一定の地域内に置かれている都道府県の地域農業改良普及センターの必置規制を廃止し、普及指導を総合的に行う拠点として、新たに都道府県の任意により、普及指導センターを置くことができることとする。
- 三、専門技術員と改良普及員に支給されている農業改良普及手当の上限を廃止することとし、その名称を普及指導手当に改めることとする。

### 【附帯決議】

政府は、高度な農業技術の普及、農業経営の改善、地域農業の活性化など、我が国の農業の持続的発展及び食料の安定確保に果たす協同農業普及事業の役割の重要性にかんがみ、協同農業普及事業の積極的展開が図られるよう、次の事項の実現に努めるべきである。

- 一 協同農業普及事業は、農業の持続的発展に不可欠な農業技術を普及する事業であることから、今後とも、普及職員の必置規制を堅持すること。

また、普及指導センターの設置に当たっては、普及指導員が農業者等にサービスを提供する活動拠点として十分機能するよう、都道府県に対して、組織体制の整備充実に必要な支援を行うとともに、協同農業普及事業に対し、高度な見識と経験を有する者が普及指導センター長として配置されるよう、十分配慮すること。

- 二 協同農業普及事業の運営に当たっては、農業者等の高度技術導入、経営革新ニーズに対する的確な対応、市町村、農協等と連携した地域農業のコーディネーターとしての役割等を普及指導員が十分果たせるよう、普及指導員の資質の向上に努めること。

また、新規就農者に対する研修教育の一層の充実を図ること。

三 普及職員の一元化に当たっては、普及指導員に求められる役割及び能力の確保に配慮しつつ、資格試験制度を構築するとともに、普及指導を継続的かつ安定的に実施するため、現職の改良普及員の普及指導員への移行については、これまで地域農業の振興等に寄与してきた実績を十分に勘案し、円滑に行われるよう配慮すること。

四 普及手当の上限規定の廃止に当たっては、今後、普及指導員に一層高度な役割が求められることから、意欲的かつ優秀な人材の維持・確保を図る観点に立ち、都道府県において普及手当の適正な支給が行われるよう努めること。

五 協同農業普及事業交付金については、農業の持続的な発展及び食料の安定確保に普及事業が果たす役割、協同農業普及事業における国の責務、国と都道府県との役割分担の重要性を踏まえた上で、都道府県の協同農業普及事業への対応も考慮して、その在り方を検討すること。

右決議する。

### 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第51号）

#### 【要旨】

本法律案は、将来にわたる農業の担い手の確保に資するため、就農支援資金の貸付対象を拡大するとともに、都道府県青年農業者等育成センターの業務を拡充すること等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、就農計画の認定を受けた農業法人等に対する措置

- 1 農業法人等が、新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させようとする場合に、就農計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができることとする。
- 2 認定を受けた農業法人等に対して、就農支援資金のうち、農業技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就農の準備に必要な資金を貸し付けることができることとする。
- 3 就農計画に基づく施設の設置等について、農業改良資金の貸付けを受ける場合に、その償還期間及び据置期間を延長する特例を設けることとする。

#### 二、都道府県青年農業者等育成センターの業務の拡充

- 1 認定農業者が行う施設の設置等に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこととする。
- 2 新たに就農しようとする青年等について、無料の職業紹介事業を行うこととする。

### 卸売市場法の一部を改正する法律案（閣法第56号）（先議）

#### 【要旨】

本法律案は、近年における卸売市場経由率の低下や市場関係者の経営悪化、国際化の進展を踏まえた国内農水産物の生産・流通を通じた構造改革の必要性、消費者の安全・安心に対する関心の高まり等に適切に対応するため、卸売市場における取引規制の緩和及び適

正な品質管理の推進、卸売市場の再編の円滑化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、卸売市場整備基本方針等において、品質管理の高度化のための措置を定めるとともに、中央卸売市場の開設者が定める業務規程の記載事項について、品質管理の方法を追加することとする。
- 二、電子情報通信技術を活用する取引方法に関し、市場内に現物を搬入して卸売をしなければならないとする規制を緩和するとともに、卸売業者が出荷者から委託を受けて卸売を行うことを原則とする規制、業務規程で定める委託手数料以外の報償の收受を禁止する規制等を廃止することとする。
- 三、卸売市場整備基本方針で卸売市場の再編に配慮してその配置の目標を定めなければならないとともに、中央卸売市場整備計画に運営の広域化や地方卸売市場への転換が必要な中央卸売市場の名称を位置付け、これらの再編に伴う手続の簡素化を図るための規定を整備することとする。
- 四、中央卸売市場の仲卸業者に対し必要な改善措置を命ずる際の基準を業務規程で明確化することとする。

#### 【附帯決議】

卸売市場は基幹的な流通拠点として、近年の食品流通を取り巻く情勢の変化に的確に対応するため、生鮮食料品等の安定的な供給という本来の役割に加え、安全・安心な食品の供給及び効率的な食品流通機能を一層高めることが求められている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 卸売市場の再編に当たっては、価格形成や流通拠点となる公共施設としての役割を踏まえ、地域の特性や要望に十分配慮した配置が行われるよう努めること。
- 二 卸売市場における品質管理の高度化については、低温管理施設等の高機能施設の整備、品質管理に対する意識啓発や研修などにつき、各卸売市場の実情に応じた支援措置を講ずること。  
また、卸売市場流通の実情に応じたトレーサビリティシステムの開発・導入などの取組を進めるほか、食品の安全性に関する不測の事態に的確に対処できる態勢の整備を図ること。
- 三 取引規制の緩和等に当たっては、市場取引の秩序が確保されるよう適切な運用方針を策定するとともに、差別的取扱いや受託拒否などの事態が生ずることのないよう監視を行い、公正かつ効率的な取引の確保に努めること。
- 四 卸売市場関係者に対し改正の趣旨を周知徹底するとともに、卸売業者及び仲卸業者の経営については、経営健全化措置等を通じ、体質強化に資するよう適切な指導を行うこと。

また、委託手数料の弾力化や各種奨励金の取扱いについては、市場関係者の意向を十分踏まえつつ、円滑な移行が図られるよう留意すること。

- 五 卸売市場関係者が連携・協調して、電子商取引の導入や効率的な物流管理システムの

構築を行うとともに、これを通じ、規格を簡素化した青果物や付加価値の高い地域農水産物の取扱いなど特色ある卸売市場の形成に積極的に取り組める環境の整備に努めること。

六 公設の卸売市場における施設の整備及び維持管理については低コスト化を図るとともに、施設の供用に当たっては、市場関係者の便宜や経営の効率化に資するよう、指導すること。

七 卸売市場制度については、今後とも、卸売市場がその公共性を維持しつつ効率的な運営が確保されるよう、適宜適切な評価・検討を行っていくこと。

右決議する。

### 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第57号）（先議）

#### 【要旨】

本法律案は、国産農産物の重要な需要先である農産加工業の持続的な発展が地域農業の健全な発展に資することから、農産加工品等の輸入増加の影響を受ける特定の農産加工業者の経営改善を引き続き促進するため、特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期間を5年間延長するものである。

### 農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案（閣法第89号）

#### 【要旨】

本法律案は、農協系統組織の改革に向けた自主的な取組みを支援するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、農業協同組合法の一部改正

##### 1 経済事業関係

イ 農業協同組合中央会（全国農業協同組合中央会、都道府県農業協同組合中央会をいう。以下同じ。）が行う組合（農業協同組合及び農業協同組合連合会をいう。以下同じ。）に対する指導事業について、全国農業協同組合中央会は、基本方針を定め、公表することとする。

ロ 現在、農業協同組合中央会が実施している計画監査及び信用事業を行う一定規模以上の組合に対する決算監査を、全国農業協同組合中央会に一元化することとする。

ハ 組合が行う販売事業について、定款の定めるところにより、他の組合の組合員等が生産した農産物を併せて販売する場合には、員外利用規制を適用しないこととする。

ニ 全国農業協同組合連合会及び経済農業協同組合連合会等は、事業年度ごとに、部門別損益に関する書類を通常総会に提出するとともに、業務報告書を行政庁に提出しなければならないこととする。

##### 2 共済事業関係

イ 組合の行う共済事業の健全性を確保するため、最低出資金制度、子会社等との取

引規制、支払能力の充実状況に関する基準の設定、責任準備金に係る特別勘定の設置、子会社及び議決権の保有規制、員外監事及び常勤監事の設置等についての規定を整備することとする。

ロ 共済事業を行う組合は、その業務又は財産の状況に照らし、事業の継続が困難となる蓋然性がある場合においては、契約条件を変更することができることとする。

ハ 契約者の保護のため、クーリング・オフ制度、不適正な推進行為の禁止、共済契約の締結等に関する損害賠償責任等についての規定を整備することとする。

### 3 合併及び信用事業譲渡の手続の簡素化

イ 合併により消滅する組合が、合併後に存続する組合（以下「存続組合」という。）の一定規模以下の場合においては、合併について存続組合の総会議決を要しないこととする。

ロ 信用事業を行う組合が他の組合の信用事業の全部又は一部を譲り受ける場合で、その対価が一定の規模以下の場合においては、総会議決を要しないこととする。

## 二、農業信用保証保険法の一部改正

### 1 農業信用基金協会の経営の健全性の確保

主務大臣は、農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の保証債務の弁済能力の充実状況に関する基準を定め、その基準に基づく区分に応じて、監督上必要な命令をすることができることとする。

### 2 基金協会の合併及び事業の譲渡又は譲受け

基金協会は、総会の議決により、合併、事業の全部の譲渡及び事業の全部又は一部の譲受けを行うことができることとする。

## 三、施行期日

この法律は、平成17年4月1日から施行することとする。

## 競馬法の一部を改正する法律案（閣法第92号）（先議）

### 【要旨】

本法律案は、近年の景気低迷等に伴う競馬の売上額の減少により、競馬事業の目的である国及び地方公共団体の財政に寄与するという公益への貢献に支障が生じてきている現状にかんがみ、競馬事業の効率化その他の収支改善を図るための諸措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、競馬の実施に関する事務について、中央競馬を主催する日本中央競馬会は都道府県、市町村又は私人に委託できることとするとともに、地方競馬主催者は他の都道府県、市町村に加え日本中央競馬会及び私人に委託できることとする。

二、勝馬投票法の種類に複数の競走の1着馬等を同時的中させる重勝式勝馬投票法を追加するとともに、単勝式勝馬投票法及び複勝式勝馬投票法の払戻率を引き上げることとする。

三、勝馬投票券の購入等の制限の対象から成年である学生生徒を除外することとする。

四、地方競馬主催者の事業収支改善を促進する観点から、地方競馬主催者が地方競馬全国

協会へ交付する交付金の一部を猶予し、競馬事業から撤退した場合には必要な経費に充てることができる制度を創設するとともに、複数の競馬主催者が連携して事業の効率化等の収支改善を行う場合は、地方競馬全国協会の補助を受けることができることとし、この補助に必要な資金を確保するため、日本中央競馬会から地方競馬全国協会へ資金交付ができること等の措置を講じることとする。

五、ノミ行為の情報を収集するため、競馬主催者の職員が農林水産大臣の許可を受けて、勝馬投票類似の行為をすることができることとする。

## 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（閣法第127号）

### 【要旨】

本法律案は、我が国における高病原性鳥インフルエンザの発生において、農家の届出がなされず、生きた鶏の出荷先で感染が拡大する事例が生じたほか、移動制限の対象となった畜産農家の経営に大きな影響が生じたことを踏まえ、よりの確なまん延防止が図られるようにするため、届出義務違反に関する制裁措置を強化するとともに、移動制限により影響を受けた畜産農家に対する助成措置を制度化すること等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、家畜の伝染性疾病のまん延防止に必要な措置を講じなかった者に対しては、殺処分等の対象となった家畜の所有者に交付される手当金を交付しないこととする。

二、家畜の所有者が患畜等を発見したときの届出義務に違反した場合の罰則を、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に引き上げることとする。

三、国は、都道府県が、移動制限を受けた畜産農家に対して、当該制限に起因する家畜等に係る売上の減少額や飼料費、保管費、輸送費等を助成する場合に、その2分の1を負担することとする。

四、国は、従来から負担している都道府県の防疫事務費に加え、防護服等の衛生資材の購入費又は賃借料、家畜防疫員が自ら行った患畜等の焼却又は埋却に要した費用についても、その2分の1を負担することとする。

## (4) 委員会決議

### —— 畜産物価格等に関する決議 ——

我が国の畜産・酪農経営においては、脱脂粉乳の過剰在庫や家畜排せつ物処理施設の整備の遅れなどが深刻な問題となっている。

また、昨年末以降、米国における牛海綿状脳症（BSE）の発生や、我が国を含めたアジア地域における高病原性鳥インフルエンザの発生など、我が国の食の安全・安心を脅かす事態が相次ぎ発生し、輸入停止措置や発生地域における移動制限措置による損失、風評被害等は関係事業者等に深刻な影響を及ぼしている。

よって政府は、平成16年度畜産物価格及び関連対策の決定に当たり、生産者が意欲を持って取り組める畜産・酪農基本政策が確立されるよう、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 加工原料乳生産者補給金の単価は、生産者の努力が報われ、意欲を持って営農に取り組めるよう、再生産の確保を図ることを旨として適正に決定すること。

また、加工原料乳限度数量については、過剰な脱脂粉乳在庫の解消に向けた取組みに配慮しつつ、生乳の生産事情、牛乳・乳製品の需給動向を踏まえ、適正に決定すること。

二 牛肉・豚肉の安定価格及び保証基準価格については、畜産農家の経営安定に資するよう、需給状況や価格の推移などに十分配慮し、再生産の確保を図ることを旨として、適正に決定するとともに、肉用子牛生産者補給金制度については、持続的かつ安定的な制度運用が確保されるよう、乳用種の保証基準価格の水準の在り方について十分な検討を行うこと。

また、肉用牛農家及び養豚農家の経営安定対策を継続するとともに、地域における多様な取組み等を通じ生産コストの低減を図ること。

三 飼料の輸入依存体質を転換し、資源循環型農業を推進する観点から、自給飼料基盤の強化、飼料生産の組織化・外部化の推進等各般の施策を講ずるとともに、土地利用型酪農推進事業については、畜産環境問題に適切に対応し得る飼料基盤に立脚した酪農経営の確立に資するよう見直し、継続すること。

また、国産稲わら・稲発酵粗飼料について、その円滑な流通及び利用拡大のための対策を継続すること。

四 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の完全施行を控え、畜産環境リース事業等の支援対策を継続・拡充するなど、生産者の意向を踏まえつつ、処理施設の整備について、全力をあげて緊急かつ着実に推進するとともに、今後の整備計画策定に資するため、地域の整備実績等について速やかに調査を行うこと。

また、排せつ物については耕種農業との連携強化によるたい肥利用の促進やバイオマス資源等としての有効活用を図ること。

五 安全かつ良質な畜産物を供給するため、生産・加工・流通の各過程における衛生・品質管理対策を強力に推進すること。

また、牛せき柱の利用が規制されることに伴い、コスト低減のための取組みを含め、

関係事業者等が一体となった適切な分別体制が整備されるよう必要な支援を行うこと。特に産地食肉センターをはじめとする食肉事業者等の焼却費用が過重な負担とならないよう、配慮すること。

なお、本年12月より牛肉の個体識別情報の店頭表示が義務づけられることから、関係事業者への指導と消費者への周知を徹底すること。

六 BSE及び鳥インフルエンザの発生に伴う消費者の畜産物に対する不安を払拭するため、感染源及び経路の早期究明に努めるとともに、国民に対し、安全性に関する情報の迅速な提供と正確な知識を普及し、風評被害の防止に努めること。

また、家畜伝染病の発生に際しては、そのまん延を防止するため、迅速かつ確実な初動防疫体制を確立すること。

なお、輸入牛肉について、我が国と同等の安全対策を確保すること。

七 家畜伝染病のまん延防止に資するよう、家畜伝染病予防法の改正も含め、移動制限命令を受けた農家への助成措置の制度化を行うとともに、発生に伴う畜産・酪農経営及び関係事業者等への影響に配慮し、経営安定対策等の拡充を図ること。

また、家畜伝染病の発生に備え、必要な知見の蓄積や防疫資材の備蓄に努めるとともに、BSE生前診断法の開発に努力するなど、家畜伝染病に関する技術の研究開発を積極的に推進すること。

八 国際化の進展に伴い、家畜伝染病の我が国への侵入の危険性が高まっていることから、海外情報の収集に努め、感染の恐れがある物品については、より迅速かつ確実な防疫措置を講ずること。

また、途上国等における家畜伝染病の検査・防疫体制確立に向けた国際協力を積極的に推進するとともに、我が国において若齢牛のBSE感染が確認されたことにかんがみ、各国及び関係国際機関に対して検査対象牛の範囲拡大を働きかけるなど、国際的なBSE検査体制の強化に努めること。

九 WTO農業交渉及びFTA交渉に当たっては、食料安全保障、農業の多面的機能を確保するよう、今後とも確固たる決意をもってのぞむとともに、国内農業への影響等を分析し適切な措置を講ずること。

右決議する。